

2019 年度 産学官イノベーション推進事業 （新ものづくり戦略推進枠） 募集要領

2019 年 4 月

受付期間：2019 年 4 月 1 日（月）～ 4 月 26 日（金）

9:00～17:00／月曜～金曜



公益財団法人
富山県新世紀産業機構
Toyama New Industry
Organization

2019 年度 産学官イノベーション推進事業 (新ものづくり戦略枠) 募集要領

1. 事業の目的、趣旨

本事業は、富山県内の産学または産学官グループに、成長産業分野での技術開発や新製品開発に関する研究開発を委託することにより、富山県に蓄積された産業基盤や資源を活用した新商品・新事業の創出促進を図ることを目的とするものです。

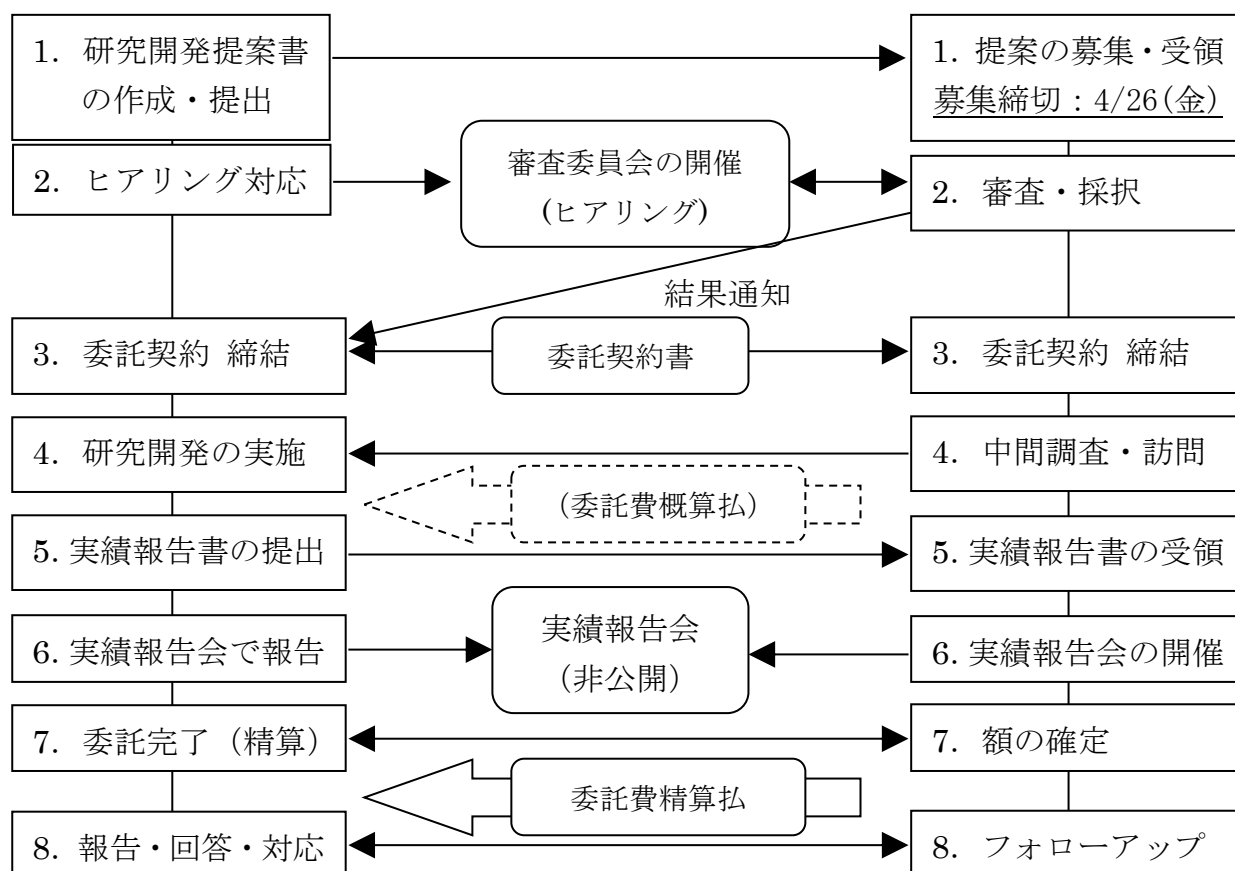
「新ものづくり戦略推進枠」は、先端技術の実用化やC N F・高機能素材等の推進に向けた製品開発（パイロットスケール）や困難な技術課題を解決するための研究開発を支援対象とします。

2. 事業の概要

- (1) 当機構は、富山県内の産学または産学官のグループから、本事業目的に沿った研究開発提案を募集します。
- (2) 当機構は、外部有識者を含めた審査委員会を開催し、優れた提案を採択し、その実施を提案者に委託します。
- (3) 終了後、各グループは事業化・商品化に向けて努力していただきます。

<研究開発グループ>

<新世紀産業機構>



産学官イノベーション推進事業（新ものづくり戦略推進枠）のフロー図

3. 応募対象提案

応募対象提案は、委託期間終了後、速やかに実用化・商品化を行うものとします。

なお同様の内容で、国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けようとしているもの、または過去に受けたものは対象となりません。

応募対象分野については、「産学官イノベーション推進事業(新商品・新事業創出枠)」の分野に準じます。

4. 応募対象者

応募対象者は、県内企業（県内に事業所を有する企業）の研究者と県内大学等高等教育機関、公的試験研究機関の研究者等で構成される共同研究開発グループ（以下グループ）とします。（県外企業及び県外大学等の参加を認める場合もあります。）

県内企業の研究者の中からグループ代表者を選出、その所属企業をグループ代表機関とし、当機構との契約当事者とします。

グループ代表機関は、研究開発計画の作成・調整・管理をグループ構成員相互の調整を行うとともに、開発成果等の普及等を主体的に行うものです。また、当機構との委託契約における受託者として、契約上の責任を有します。

また、応募者は以下のいずれにも該当しないことを確認願います。

- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5. 委託対象となる経費

委託対象となる経費は、取り組みを実施するために必要な旅費、通信運搬費、消耗品費、工具器具費、（機械装置の）リース・レンタル費、外注費、共同研究費とします。

ただし、共同研究機関が大学等の高等教育機関または公設試験研究機関の場合、**共同研究費内の直接経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、リース・レンタル費、工具器具費、外注費の合計額）**の10%を上限として、一般管理費を計上することができます。

なお、委託金の支払いは原則として委託金額確定後の精算払いとなりますが、委託金の一部を概算払いとすることも可能です。

① 旅 費

委託業務を遂行するために必要とした国内旅行の旅費、滞在費及び交通費であって、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費。ただし、高額な旅費や日当など一般通念上の金額を超える場合は、当機構の旅費規程に規定された金額を上限とします。

② 通信運搬費

委託業務を遂行するために必要とした試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。研究設備等の移動に関する費用やインターネット保守料などは対象経費としません。

③ 消耗品費

耐用年数が1年未満で税込み単価が原則として10万円未満の資材、部品、消耗品等の製作または購入に要した経費。ただし、過剰な数量の発注など委託業務用として相応しくないと判断される場合、費用として認められないことがあります。

④ 工具器具費

耐用年数が1年以上で税込み単価が10万円未満の工具器具の購入に要した経費。(機械設備やパソコン・事務用品等の汎用的なものは対象経費となりません。)

⑤ リース・レンタル費

委託業務を遂行するために必要上やむを得ず機械装置が必要な場合は、リースまたはレンタルで対応してください。その場合、委託業務の契約期間に該当する経費のみ対象経費となります。

⑥ 専門家謝金・旅費

グループ外の専門家・アドバイザー・協力者等から知見を得るために要した経費。

なお、謝金や旅費の額が一般通念上の金額を超える場合は、当機構の謝金・旅費規程に規定された金額を上限とします。

⑦ 外注費

外注は、明確な仕様書を作成して加工や分析試験等を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとします。なお、外注費は委託費総額の1/3を上限とします。

⑧ 共同研究費

受託者はグループを構成する共同研究者のうち大学等の高等教育機関および公的試験研究機関とは個別に共同研究契約を結んでいただき、これらの機関に共同研究費を支出できます。なお、共同研究費は委託費総額の1/3を上限とします。

6. 委託期間、委託金額ならびに委託件数

委託期間	単年度 または 2ヵ年度 (委託契約日～最長 2021. 2. 28) ※ 1年目終了時に継続可否のための審査あり
委託金額	1 課題当たり上限 500 万円/年
委託件数	3 件程度

(注) 委託金額については、提案内容の実現性や新規性、商品化・事業化の可能性、費用等を考慮して決定しますので、申請額どおりにならない場合があります。

7. 実施手順

① 研究開発提案書の提出

グループから当機構へ、研究開発提案書（様式1）を提出してください。

② 審査・採択

当機構は、守秘義務を負った審査委員による審査委員会において、採択提案を決定します。審査に当たっては、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、提案内容の新規性・独創性、商品化・事業化の可能性・発展性、研究開発の連携体制等を審査します。

③ 研究開発の委託

当機構は、所定の契約書様式により、グループ代表機関と契約を締結し、研究開発を委託します。なお、審査委員会の結果により、委託費の減額など、採択が条件付きになる場合があります。

④ 研究開発の実施

委託契約の契約後、研究グループはすみやかに研究開発を実施してください。これと並行して、企業と大学等の間に共同研究契約を締結し、その契約書の写しを当機構へ提出してください。

⑤ 研究中の中間調査・訪問

研究期間中に当機構から受託者等を訪問し、研究の進捗状況の調査を行うことがあります。その時点までに実施した研究内容と予算の執行状況について書面で説明願います。研究継続が困難と判断される場合は、当機構は委託契約の解除を行う可能性があります。また、中間調査の結果、当機構が必要と判断すれば、当機構は概算払いを行う場合があります。

⑥ 研究開発の終了

ア. 実績報告書・支出証拠資料の提出

研究開発終了後、グループから 2020 年 2 月末日（初年度分） までに、「実績報告書」、「大学等からの共同研究報告書」（実績報告書に含めることも可）、「対象経費の支出証拠資料」を提出していただきます。

イ. 実績報告会・中間審査会による評価

当機構は、グループから実績報告書を受領するとともに、実績報告会を開催して評価を行います。実績報告会は、守秘義務を負った審査委員に対して、グループ代表者らが成果発表を行うものであり非公開で行います。

また、2 カ年事業として採択されている案件は、初年度末に中間審査会を開催し、1 年目の成果と 2 年目の計画について審査委員の評価を受けていただきます。

評価の結果、2 年目の継続が「適」と認められれば、次年度の研究を継続できます。

ウ. 委託事業の額の確定と精算払い

当機構は提出された書類を精査し、適切に委託事業が行われていると判断された場合、委託額を確定し、受託者に委託費の精算払いを行います。

エ. 成果の発表等

本事業は公的な資金を使って実施している事業であることから、当機構が実施する公開の成果発表会やホームページ等で、成果の公表にご協力をいただきます。

オ. フォローアップ調査

委託契約終了後、毎年1回、3年間にわたり（単年度事業の場合は、4年間にわたり）、グループから商品化・事業化の状況、知的所有権の取得状況等について、当機構の定める様式・期日にて報告をしていただきます。

8. 成果の帰属

本事業によって得られた成果について、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権は、グループの構成員に帰属するものとします。

9. 書類の作成

書類は、当方から提供する書式(Word、Excel 等)で作成し、所定様式に従って簡潔かつ要領良くまとめ、代表者印等を押印した書類、および電子媒体を提出してください。なお、秘密の保持については十分に配慮します。

10. 提案の方法

以下の書類を期限までに、当機構へ送付または持参してください。書類提出後、必要に応じて事務局から質問・ヒアリングを実施することがあります。

提出部数：1部【下記①、②を審査委員に配布し審査を実施します】

- ① 産学官イノベーション推進事業（新ものづくり戦略推進枠）研究開発提案書の提出について（様式1）（押印書類）
- ② 補足資料（図解説明、技術シーズ・知見に関する特許・論文等：上記①に追加）
- ③ グループ代表企業の会社案内等と直近の決算報告書（1期分）
- ④ ①の電子媒体（Word ファイル）（添付メールによる提出可）

※ ①のうち「研究開発実施計画書」および②を併せて、10 ページ程度にまとめてください。

(1) 提出期限： 2019 年 4 月 26 日（金）17:00（必着）

(2) 提出先： 公益財団法人富山県新世紀産業機構
イノベーション推進センター 連携促進課
〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流センター 1 F
TEL：076-444-5606 FAX：076-433-4207
E-mail：renkei@tonio.or.jp

(様式 1)

年 月 日

公益財団法人富山県新世紀産業機構
理 事 長 山崎 康至 殿

住 所

企業名

代表者役職・氏名

印

2019年度 産学官イノベーション推進事業 研究開発提案書の提出について

産学官イノベーション推進事業【新ものづくり戦略推進枠】に係る委託事業
を実施したいので、下記のとおり書類を添えて提出します。

記

1. 研究開発実施計画書
2. 決算報告書 (直近 1 年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表
※ 決算書がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を
記載した書類)
3. 会社概要
4. 誓約書 (別紙のとおり)

※青字部分は例示です。記入時には削除してください。

2019 年度 産学官イノベーション推進事業【新ものづくり戦略推進枠】 研究開発実施計画書

グループ代表機関	グループ代表者
住 所 〒930-0000 富山市富山町 100 番地 企業名 新世紀産業株式会社 代表者 役職代表取締役 氏名 富山 隆一 TEL : 076-444-1234 FAX : 076-444-5678	所属・役職 開発部 部長 氏 名 神通 一郎 TEL : 076-444-1234 FAX : 076-444-5678 E-Mail : jinzu@shinseiki.co.jp

1. 研究開発の分野・名称（複数の分野に係わる場合は、複数を○で囲んでください）
（バイオ、深層水、環境、ものづくり、航空機、自動車、医薬工、ナノテク、ロボット）
名称： 〇〇の△△法による精度の向上に関する研究

本研究の内容について、簡単に（専門外でも理解できるようにわかりやすく）3行程度で記述してください。

2. グループの構成

※	氏 名	所属名・役職名・TEL
○	a 神通 一郎	新世紀産業株式会社 開発部 部長 076-444-1234 toyama@shinseiki.co.jp
	b 磯部 花子	新世紀産業株式会社 開発部 主任 同上
	c 剣 裕一郎	立山大学 理工学部 教授 076-555-9876

↑※ 当機構との連絡窓口となる方に○を付けてください。
また、その方の E-Mail を記載してください。

3. 研究開発の実施項目・実施予定

実 施 項 目	具体的内容と参加機関・個人の役割分担											
① 〇〇の設計・試作 ② 〇〇の製作 ③ △△の評価・試験 ④ ××の分析 ⑤ 報告書の作成	〇〇の設計し・・・行う。新世紀㈱a、b、立山大学 c 〇〇の組み立て・製作を・・・行う。新世紀㈱b △△の試験し・・・評価する。新世紀㈱b、立山大学 c ××を▼▼装置で分析する。立山大学 c 報告書を作成する。新世紀㈱a、b、立山大学 c											
実施予定（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施項目（上記連動）												
<2019 年度> ① 〇〇の設計・試作 ③ △△の評価・試験 ⑤ 報告書の作成												
<2020 年度> ② 〇〇の製作 ③ △△の評価・試験 ④ ××の分析 ⑤ 報告書の作成												

単年度事業の場合は、2年目の
スケジュール記載は不要です。

4. 研究開発の概要（実施内容等全体が分かるように、まとめてください）

（1）本研究開発の背景と目的

- ・開発しようとしている製品・事業の背景や現状について記述し、なぜ本研究に取り組むのか？その目的が分かるように記述してください。

（2）本研究開発の技術課題と達成目標

- ・現状で具体的にどのような問題があり、その課題をどのレベルまで達成するのか？目標数値を挙げて記述してください。

例：現状の〇〇では、0.01mm と精度が悪く、航空機などの高度な製品には使用できないので、精度を 0.001mm 以下にする。など

（3）本研究開発の基礎となるこれまでの成果

- ・提案までに実施された基礎となる研究と、その成果について記述してください。

例：素材は異なるが精度を向上させることができる△△法は 10 年以上の実績があり、〇〇にも適用できる。

（4）本研究開発における実施事項（達成目標の実現手段として、具体的に記入ください）

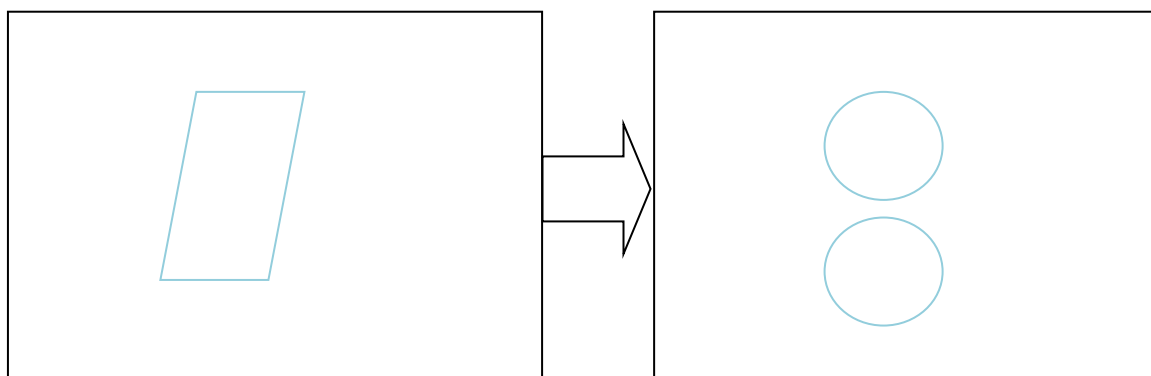
- ・研究開発の実施事項については、前述「3. 研究開発の実施項目・実施予定」の各項目（①～⑤の例）と整合性を取ってください。
- ・前述した課題について、どのような手段で解決しようとするのか？具体的に記述してください。
- ・そして、研究の実施事項について箇条書きで記述し、その具体的な目標数値を記述してください。

例：△△法による〇〇の改良

〇〇については△△法を適用することで、従来の 10 倍の 0.001mm 以下の精度を達成する。

(5) 説明図表

- ・前項までに説明した内容を、図や表を用いて解りやすく説明してください。



＜従来技術＞

＜新技術＞

(例) 必要に応じ図、表、写真等を取り込み分かりやすい内容にまとめてください。

5. 研究開発の補足説明

(1) 新規性・独創性・革新性（他と違うことは何か？）

- ・△△法は当社の独占的な技術であり、特許も有している。その技術を○○に適用する例は他になく、独創的である。

(2) 関連した調査、商品化等の動向・市場動向等

- ・◇◇の統計（出典：2018）によれば、当該製品の市場規模は年々増加しており、5年後には□□億円の売上が見込まれており、その10%である△△億円の売上を見込んでいる。

(3) 商品化・事業化への見通し（何を誰にどんな形で売するのか）と計画

- ・○○については既に独自の販売網を有しており、△年○月をめどに、これらを駆使して販売を行う。

事業終了後の計画（記載例）

実施項目（例）	1 年目	2 年目	3 年目
・ 試作品評価			
・ 実証試験			
・ 量産化準備			
・ マーケティング・販売計画立案			
・ 販売開始			

・事業終了後、その成果をもとに商品化・事業化までの具体的な計画（スケジュール、販売対象、方法、関係企業や関係機関等との協力体制など）について記述してください。

（４）富山県産業・経済・社会への波及効果

- ・高精度な〇〇が商品化されれば、これらを部品として利用する県内産業に供給することができ、応用先での高品質製品となり、富山県産業の産業・経済・社会の発展につながるものと思われる。

6．専門用語等の解説

- ・△△法とは・・・・・・・・

7．関連した補助金等の申請・受け入れ実績

- ・「△△法の開発」平成〇年、富山県◇◇補助金

8. 収支予算書

(2019 年度)

【収入】

区 分	予算額 (千円)	備考
委託費	5,000	提案額
合 計	5,000	

【支出】

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅 費	180	県外 (東京等) 30,000 円×2 人×2 回=120,000 円 県内 3,000 円×2 人×10 回=60,000 円	展示会での 情報収集
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	資料送付
消耗品費	1,187	金属粉末材料 (〇〇) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 × = 円 × = 円 × = 円	
工具器具費	500	表面温度計 20,000 円×1 個=20,000 円 粘度計 10,000 円×1 個=10,000 円 × = 円 × = 円	
リース・レンタル費	900	成形プレス 50,000 円×10 月=500,000 円 大型混練器 40,000 円×10 月=400,000 円	10 ヲ月
専門家謝金・旅費	113	謝金 30,000 円×2 回=60,000 円 旅費(富山-東京日帰り)26,200 円×2 回=52,400 円	
外注費	455	成形金型 455,000 円×1 式=455,000 円	
共同研究費	1,650	下記、共同研究先経費を参照	立山大学
合 計	5,000		

共同研究先経費 (国立法人大学立山大学)

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅費	90	県外 (東京等) 30,000 円×1 人×2 回=60,000 円 県内 3,000 円×1 人×10 回=30,000 円	学会参加
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	資料送付
消耗品費	735	金属粉末材料 (〇〇) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 × = 円	
リース・レンタル費	300	ボールミル 30,000 円×10 月=300,000 円	10 ヲ月
工具器具費	200	攪拌容器 5,000 円×2 個=10,000 円 計量天秤 10,000 円×1 個=10,000 円 × = 円	
外注費	160	試作用金型 80,000 円×2 個=160,000 円	
管理費 ※2	150	(小計 1,500,000 円×0.1)	
合 計	1,650		

※1 予算額の金額は、算出基礎欄合計額の千円未満を切り上げてください。

※2 ただし、共同研究先経費の管理費は、直接経費合計額の 10%以内とします。

注：共同研究先が複数ある場合は、共同研究先ごとに経費内訳を記載してください。

2カ年事業の場合のみ作成

(2020 年度)

【収入】

区 分	予算額 (千円)	備考
委託費	5,000	提案額
合 計	5,000	

【支出】

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅 費	180	県外 (東京等) 30,000 円×2 人×2 回=120,000 円 県内 3,000 円×2 人×10 回=60,000 円	学会参加
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	資料送付
消耗品費	1,187	金属粉末材料 (〇〇) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 × = 円 × = 円 × = 円	
工具器具費	500	表面温度計 20,000 円×1 個=20,000 円 粘度計 10,000 円×1 個=10,000 円 × = 円 × = 円	
リース・レンタル費	900	成形プレス 50,000 円×10 月=500,000 円 大型混練器 40,000 円×10 月=400,000 円	10 ヶ月
専門家謝金・旅費	113	謝金 30,000 円×2 回=60,000 円 旅費(富山-東京日帰り)26,200 円×2 回=52,400 円	
外注費	455	成形金型 455,000 円×1 式=455,000 円	
共同研究費	1,650	下記、共同研究先経費を参照	立山大学
合 計	5,000		

共同研究先経費 (国立法人大学立山大学)

経費区分	予算額※1 (千円)	算出基礎 (円)	備考
旅費	90	県外 (東京等) 30,000 円×1 人×2 回=60,000 円 県内 3,000 円×1 人×10 回=30,000 円	学会参加
通信運搬費	15	宅急便代 1,500 円×10 回=15,000 円	資料送付
消耗品費	735	金属粉末材料 (〇〇) 3,000 円×50kg=150,000 円 触媒 (△△△-□□) 2,000 円×100g=200,000 円 × = 円	
リース・レンタル費	300	ボールミル 30,000 円×10 月=300,000 円	10 ヶ月
工具器具費	200	攪拌容器 5,000 円×2 個=10,000 円 計量天秤 10,000 円×1 個=10,000 円 × = 円	
外注費	160	試作用金型 80,000 円×2 個=160,000 円	
管理費 ※2	150	(小計 1,500,000 円×0.1)	
合 計	1,650		

※1 予算額の金額は、算出基礎欄合計額の千円未満を切り上げてください。

※2 ただし、共同研究先経費の管理費は、直接経費合計額の 10%以内とします。

注：共同研究先が複数ある場合は、共同研究先ごとに経費内訳を記載してください。

(別紙)

誓 約 書

- ☐ 1. 当社は次の(1)～(5)のすべてに該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という))第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。
- (4) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ☐ 2. 当社は、現在、本事業に関連しての訴訟による係争はなく事業運営に支障のないことを確約します。
- ☐ 3. 当社は、現在、本事業に関連した法令違反による処罰を受けておらず、事業運営に支障のないことを確約します。
- ☐ 4. 当社は、本事業による対象経費について、国や県等から他の補助金を受けておらず、また受ける予定のないことを確約します。
- ☐ 5. 当社は、本事業に関する審査に必要な書類等を整備保管し、国や県等による実地検査の受け入れに協力します。

※ 該当項目の□にチェックを入れてください。要件に欠落があった場合には、本事業の対象とできません。採択後であっても欠落が判明した場合には、採択を取り消すこととなりますので、間違いのないようにご記入ください。

申請書の作成方法など、お気軽にご相談ください

案内図



＜問い合わせ・提出先＞

公益財団法人富山県新世紀産業機構 イノベーション推進センター 連携促進課
〒930-0866 富山市高田 529 番地 富山技術交流センター

TEL : 076-444-5606

FAX : 076-433-4207

URL : <http://www.tonio.or.jp>

E-mail : renkei@tonio.or.jp

応募様式については、以下のURLからダウンロードすることができます。

<http://www.tonio.or.jp/josei/sangakukan-sentan/>